

令和4年第4回七戸町議会定例会

会議録（第4号）

令和4年12月6日（火） 午前10時00分 開議

○議事日程

- 日程第 1 議案第 75号 七戸町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 2 議案第 76号 七戸町定年延長に伴う関係条例の整理に関する条例について
- 日程第 3 議案第 77号 七戸町水道事業給水条例の一部を改正する条例について
- 日程第 4 議案第 78号 工事請負変更契約の締結について
(七戸小学校グラウンド改修工事)
- 日程第 5 議案第 79号 定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定の締結について
- 日程第 6 議案第 80号 工事委託に関する協定の一部を変更する協定の締結について
(七戸町公共下水道七戸浄化センターの改築工事委託)
- 日程第 7 議案第 81号 工事委託に関する協定の一部を変更する協定の締結について
(七戸町特定環境保全公共下水道天間林浄化センターの改築工事委託)
- 日程第 8 議案第 82号 七戸町土地改良事業（災害復旧事業）の施行について
- 日程第 9 議案第 83号 七戸町公の施設における指定管理者の指定について
(天間林児童センター)
- 日程第10 議案第 84号 七戸町公の施設における指定管理者の指定について
(城北児童センター)
- 日程第11 議案第 85号 七戸町公の施設における指定管理者の指定について
(城南児童センター)
- 日程第12 議案第 67号 令和4年度七戸町一般会計補正予算（第9号）
- 日程第13 議案第 68号 令和4年度七戸町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第14 議案第 69号 令和4年度七戸町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

日程第15	議案第	70号	令和4年度七戸町介護保険特別会計補正予算（第3号）
日程第16	議案第	71号	令和4年度七戸町介護サービス事業特別会計補正予算 （第1号）
日程第17	議案第	72号	令和4年度七戸町公共下水道事業特別会計補正予算（第 3号）
日程第18	議案第	73号	令和4年度七戸町農業集落排水事業特別会計補正予算 （第3号）
日程第19	議案第	74号	令和4年度七戸町水道事業会計補正予算（第4号）
日程第20			委員会報告書について （各常任委員会及び議会運営委員会）
日程第21			閉会中の継続調査申出書について （各常任委員会及び議会運営委員会）
追加日程第1			追加提出議案一括上程 議案第93号から議案第92号まで （町長提案理由説明）
追加日程第2	議案第	93号	七戸町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例に ついて
追加日程第3	議案第	94号	七戸町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関す る条例の一部を改正する条例について
追加日程第4	議案第	95号	七戸町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例 の一部を改正する条例について
追加日程第5	議案第	86号	令和4年度七戸町一般会計補正予算（第10号）
追加日程第6	議案第	87号	令和4年度七戸町国民健康保険特別会計補正予算（第4 号）
追加日程第7	議案第	88号	令和4年度七戸町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 4号）
追加日程第8	議案第	89号	令和4年度七戸町介護保険特別会計補正予算（第4号）
追加日程第9	議案第	90号	令和4年度七戸町公共下水道事業特別会計補正予算（第 4号）
追加日程第10	議案第	91号	令和4年度七戸町農業集落排水事業特別会計補正予算 （第4号）
追加日程第11	議案第	92号	令和4年度七戸町水道事業会計補正予算（第5号）

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○出席議員（15名）

副議長	15番	盛田 惠津子 君	1番	中野 正章 君
	2番	山本 泰二 君	3番	向中野 幸八 君
	4番	二ツ森 英樹 君	5番	小坂 義貞 君
	6番	澤田 公勇 君	7番	呷 清悦 君
	8番	岡村 茂雄 君	9番	附田 俊仁 君
	10番	佐々木 寿夫 君	11番	田嶋 輝雄 君
	12番	三上 正二 君	13番	田島 政義 君
	14番	白石 洋 君		

○欠席議員（1名）

議長 16番 瀬川 左一 君

○説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長	小又 勉 君	副 町 長	高坂 信一 君
		支 所 長	
総務課長	仁和 圭昭 君		氣田 雅之 君
			(兼庶務課長)
企画調整課長	金見 勝弘 君	財政課長	附田 敬吾 君
税務課長	西野 勝夫 君	町民課長	高田 博範 君
介護高齢課長	三上 義也 君	健康福祉課長	井上 健 君
		会計管理者	
こどもみらい課長	佐々木 和博 君		高田 美由紀 君
			(兼会計課長)
農林課長	原子 保幸 君	建設課長	鳥谷部 勉 君
商工観光課長	附田 良亮 君	上下水道課長	町屋 淳一 君
教育長	附田 道大 君	学務課長	鳥谷部 慎一郎 君
生涯学習課長			
	田中 健一 君	世界遺産対策室長	相馬 和徳 君
	(兼中央公民館長・南公民館長・中央図書館長)		
農業委員会会長	天間 俊一 君	農業委員会事務局長	田村 教男 君
代表監査委員	吉川 正純 君	監査委員事務局長	澤山 晶男 君
選挙管理委員会委員長	新館 文夫 君	選挙管理委員会事務局長	仁和 圭昭 君

○職務のため会議に出席した事務局職員

事務局 長 澤山 晶 男 君 事務局 次 長 鳥谷部 伸 一 君

○会議を傍聴した者（5名）

○会議の経過

開議 午前10時00分

○開議宣告

○副議長（盛田恵津子君） 皆さん、おはようございます。

瀬川議長より欠席届が出ておりますので、地方自治法第106条第1項の規定により、私が議長の職務を行いますので、よろしく願いいたします。

ただいまの出席議員は15名で、定足数に達しております。

したがいまして、令和4年第4回七戸町議会定例会は成立しました。

議長において作成しました議事日程は、お手元に配付したとおりです。

これより、12月5日の会議に引き続き、本日の会議を開きます。

○日程第1 議案第75号

○副議長（盛田恵津子君） 日程第1 議案第75号七戸町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（盛田恵津子君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（盛田恵津子君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（盛田恵津子君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第75号は、原案のとおり可決されました。

○日程第2 議案第76号

○副議長（盛田恵津子君） 日程第2 議案第76号七戸町定年延長に伴う関係条例の整理に関する条例についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（盛田恵津子君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(盛田恵津子君) 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(盛田恵津子君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第76号は、原案のとおり可決されました。

○日程第3 議案第77号

○副議長(盛田恵津子君) 日程第3 議案第77号七戸町水道事業給水条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(盛田恵津子君) 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(盛田恵津子君) 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(盛田恵津子君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第77号は、原案のとおり可決されました。

○日程第4 議案第78号

○副議長(盛田恵津子君) 日程第4 議案第78号工事請負変更契約の締結について(七戸小学校グラウンド改修工事)を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

9番。

○9番(附田俊仁君) この変更契約なのですが、条例上ももとの金額が議会の承認案件ということで、変更契約も当然のことで上げてきたと思うのですが、以前にも私、変更契約は、現契約が通っているんで、変更契約まではいいのではないかという話を申

し上げたと思うのですが、その後、町のほうで他町村の状況等も確認しているのか、変更契約について議会の承認を得ずに進めることができる旨の規則なり規約なりをつくる考えはありませんか。

○副議長（盛田恵津子君） 財政課長。

○財政課長（附田敬吾君） お答えします。

昨年12月の定例会において、荒熊内調整池整備工事に伴う変更契約に伴って、附田議員のほうから議会の承認の関係で見直す考えはないかということで、私自身答弁で、地方自治法とか関係法令がありますので調べてみますということで答弁して、その後、一度議運のほうでも報告させていただいたのですが、専決処分があるのですが、地方自治法第179条は、町長の判断による緊急を要する専決処分と、180条が議会の委任による専決処分、二つあります。

180条に関しては、議会の委任ですので、議員発議ということで進めていかなければならないと。他の自治体でいきますと、近隣でいきますと、条例のほうに載っておりますので、市町村名を申し上げますと、近隣で十和田市と東北町が行っております。

幾らでもいいかとなれば、変更の契約金額の5%または上限が1,000万円ということで、1,000万円を超えるのであれば、必ず議会の承認を得なければならないと。

ここで、いずれにしても専決処分ということですので、専決処分をした場合は、直近の議会で必ず報告をしなければならない。議会のほうはおろそかにできない。ちゃんと議会で報告しなければならないと。また、それを超えた場合に関しては、再度議会の承認を得なければならないということで、いろいろ調べて、青森市とか他の市町村もそういった動きをしております。

以上です。

○副議長（盛田恵津子君） 9番。

○9番（附田俊仁君） 公共の建設工事は、大分進歩してきて、昔は仕様書が出てきて、設計書類があって、それが全体で工期も必ず守れと、金額もその中で絶対抑えろという流れだったのですが、今、国交省であれ県の発注工事であれ、いわゆる設計施工と言われるような工事の形に変わってきていて、要は最初の図面から工事をしていく中で、不具合があるところは施工主と協議をしながら工事を進めて、より完成度の高い工事に仕上げるとというのが主流になってきていますので、町の業者を育てる意味でも、ちゃんと考えて打合せをしながら工事を進めていくという考え方に立ったときに、変更契約にも含みを持たせてあげないと、結局工事が止まってしまうという問題がどうしても出てきてしまうので、円滑ないい工事につなげるためにも、私はある程度の、財政課長がおっしゃったように、ある程度の範囲内で柔軟に工事を進めさせたほうが双方にとっていいのではないかと思います。町長はいかがお考えですか。

○副議長（盛田恵津子君） 町長。

○町長（小又 勉君） お答えいたします。

設計施工という言葉が出ましたけれども、今の場合はそれではなくて、ちゃんとした設計書を設計業者に委託して、それに基づいて施工していくということでもありますので、おっしゃる意味は分かりますけれども、今回の場合は万全を期して、そして議会に説明して、御承認をいただくということで進めていきたいと思っていますので、よろしくをお願いします。

○副議長（盛田恵津子君） 12番。

○12番（三上正二君） 今の件なのですけれども、確かに9番議員の言うのも最もだと思うのです。ある程度含みを持たせるけれども、町の形は二面性です。行政側と議会側という形がありますので、ある程度幅を持たせるしても、歯止めというのは、どこまでやってどこまでという、他市町村でやっている形のものは検討してもいいと思うのですけれども、守るべきものはきちっと守るべきだと思います。

○副議長（盛田恵津子君） 1番。

○1番（中野正章君） この工事委託に関する協定の一部を変更する協定の締結、さきの議会からも何件かあるように思います。今回も何件かあるようです。結局資材の高騰等でみんな増額で、これは町の財政を圧迫しないのかという不安があります。その増額した分、何か補填があるのか、財政への影響はどうか教えてください。

○副議長（盛田恵津子君） 財政課長。

○財政課長（附田敬吾君） お答えします。

七戸小学校に関しては、財源として、当初は過疎の起債でありましたけれども、過疎の起債のほうが減額されたものですから、合併特例債のほうも適用になるということで、起債を全て充当しておりましたので、町の財政的にはそう大きな影響はございません。

以上です。

○副議長（盛田恵津子君） 1番。

○1番（中野正章君） その1件だけではなく、一般的に見て全くないわけではないという認識だと思います。結局その分ほかに圧迫されるということだと思いますので、その分しっかりやっていただきたいということだろうと思います。

以上です。

○副議長（盛田恵津子君） 町長。

○町長（小又 勉君） 今の場合は諸資材の高騰による変更ということではありません。いわゆる使う予定の土を使えなくなったということで、特に七戸小学校のグラウンドは非常に状態が悪くなってきていると。ですからちゃんと使える土をしっかりと使って水はけをよくして、雨が降って晴れたらすぐいろいろなスポーツができるということで施工しているわけでありまして、諸資材の高騰に原因するものではないと。

ただこれから、今、建築工事なんかやっています。鉄とか諸資材の高騰というのは、実は相当心配されます。これからは、ひょっとすればそういうことが原因で変更ということもあるかと思いますが、その場合は、それなりのいろいろな規定というのがあります。そのときはまたそれで御提案を申し上げたいと思っていますので、よろしくお願ひします。

○副議長（盛田恵津子君） ほかありませんか。

7番。

○7番（呷 清悦君） 全体の平面図を見ると、校舎側のほうが青い線で仕切られているように見えるところはネットか何かだと思ふのですけれども、どれぐらいの高さかというのを1点と。

アスファルト舗装6メートルの幅から、グラウンドに入るところはどのようになっているのか、2点伺います。

○副議長（盛田恵津子君） 学務課長。

○学務課長（鳥谷部慎一郎君） 呷議員の質問にお答えいたします。

まず、図面の向かって左側のグレーの色の部分、今回は第1工区ということで、グラウンド改修の工区を設けております。あと、右側の緑色とアスファルト部分は第2工区ということで、緑地広場整備工事ということで、今回二つの工区に分けておりますので、ここにフェンスが張ってあるというわけではございません。工区の色分けをするために、図面上そのような形になっております。

また、アスファルト舗装の部分につきましては、校舎玄関側からグラウンド側に若干傾斜をつけた施工となっております。

以上でございます。

○副議長（盛田恵津子君） ほかありませんか。

7番。

○7番（呷 清悦君） 6連鉄棒とうんていが緑地広場内のほうに設けられていますけれども、それはグラウンドのほうに設けると支障があるということだったのかと思うのですけれども、そこのいきさつを聞きたいのが1点と。

駐車場と少し山を切り崩した部分というのか、もしかしたら高いところだと2メートルぐらいあるのかと思うのですけれども、ここはL字型のブロックか何かが入るのかどうか伺います。

○副議長（盛田恵津子君） 学務課長。

○学務課長（鳥谷部慎一郎君） お答えいたします。

遊具の設置場所につきましては、校舎玄関から出て近いほうが子供たちも使いやすいということで、まず緑地広場のほうに新たに設置しております。また、もともとそちらのほうにも、ある程度遊具を配置しておりましたので、子供たちが使いやすいようにと

いうことで、そちらに配置しております。

あと1点、青い部分のお話かと思うのですが、それでよろしいでしょうか。

○副議長（盛田恵津子君） 7番。

○7番（呷 清悦君） 今、整備される駐車場に隣接する緑地広場が高さごとに線が引いてあるのを見ると、駐車場の西側の北の隅辺りなんかは、切り崩すような形になるのではないかと思っているので、平面のままつながるようには見えないので、ここはブロックが入るのかという質問です。

○副議長（盛田恵津子君） 学務課長。

○学務課長（鳥谷部慎一郎君） お答えいたします。

こちらの図面上に記載されている駐車場というのは、便宜上駐車場に整備した場合ということになります。現状は使っておりませんが、プールがございます。そちらのほう、現在のところプール撤去後は駐車場にしたいということで、便宜上図面のほうに載せております。実際には、呷議員おっしゃるとおり、プールを撤去しますと2メートルぐらい低くなるということで、駐車場に整備する際には擁壁等で整備したいと考えております。

以上でございます。

○副議長（盛田恵津子君） ほかございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（盛田恵津子君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（盛田恵津子君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（盛田恵津子君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第78号は、原案のとおり可決されました。

○日程第5 議案第79号

○副議長（盛田恵津子君） 日程第5 議案第79号定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定の締結についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

12番。

○12番（三上正二君） ちょっと教えてもらいたいのですけれども、今、国のほうではペーパーレスという形に、これ流れの一つだと思うのですけれども、確かに前にも議会の中でこの話が出たことがあるのですけれども、例えば今の状態の中で、書類なんかはかなり膨大な量だし、場所を必要としているのですけれども、それがペーパーレスになって、全部ペーパーレスの形になるのはいいのですけれども、国のほうも進めているし、うちの会社でもそういう方向に進んでいるのですけれども、実際問題として、一番最先端に行くのは役場だと思うのですけれども、行政の中ではどの程度の形の中で、いつ頃になれば半分とか3分の1とか90%の状態になる予想なのでしょうか。誰か分かったら教えてください。

○副議長（盛田恵津子君） 企画調整課長。

○企画調整課長（金見勝弘君） お答えいたします。

議員おっしゃるとおり、今、国を挙げてDXを推進している。その第一歩としてペーパーレスを進めております。ただし、いつになればどれぐらい減るかという数字的なものは、今現在では持ち合わせておりません。

ただし、今、新庁舎の建設に向けては、当然ペーパーレス化が進むことによって、書庫の整備であったりとか、様々なものが縮小されます。そういったものを見据えた体制で今、事務を進めております。

○副議長（盛田恵津子君） 12番。

○12番（三上正二君） 今の計画がいつまでとか、それを質に取るつもりはありません。ただ、そういう方向性にあるとするならば、いつ頃までにはどの程度かというざっくりな形がいいのです。ただ、今の答弁だと、いつになるか、やれるかやれないか分かりませんと言ったのと同じなのです。そうではなくて、どの程度というか、パーセンテージは別として、いつ頃から着手したいし、どのくらいの形というぐらいの計画はあるのでしょうか。総合計画を立てているのだから。

○副議長（盛田恵津子君） 企画調整課長。

○企画調整課長（金見勝弘君） お答えいたします。

割合的なものではないということですので、まず、町で発する文書、契約書も含めて、そういったものは電子化されていきます。申請書や請求書もデジタル化されますし、あとは、議会に関係するものであれば、議事録等も追々データ化していく計画となっておりますし、あと、膨大な行政文書がございます。そういったものもデジタル化していく計画で今、事務を進めております。（「保存している文書」と呼ぶ者あり）今、ペーパーでやっている文書はほぼデジタル化のほうに移行していくと思われても間違いではないと思います。

○副議長（盛田恵津子君） 12番。

○12番（三上正二君） それはそれで分かりました。これからのものはそういうふう

になっていくでしょう。だけれども過去において、ずっと保存しておかなければならない書類もあると思うのです。それが半端な量ではないと思うのです。とすれば、これからやることは、随時デジタル化していくのは分かる、そのとおりだと思うのです。パーセンテージは別としても。今まで在庫になっている、保管している保管書類のほうは、見当つきますか、いつ頃というのは。つかなかつたらつかなかなくてもいいです。要するに今まである、書庫にあるもの。

○副議長（盛田恵津子君） 企画調整課長。

○企画調整課長（金見勝弘君） お答えいたします。

今、新庁舎建設に当たって、先ほど申し上げましたとおり、どれぐらい書類の量があるのか調査を進めております。その中で、廃棄するものは廃棄するのですが、永久的に保存できるものは残していかなければいけないのですが、その中でもマイクロ化できるものはマイクロ化していく流れになると思います。数値的にどれぐらいかというのは、調査結果に基づいた数値は把握できるものと思っております。

○副議長（盛田恵津子君） ほかございせんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（盛田恵津子君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（盛田恵津子君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（盛田恵津子君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第79号は、原案のとおり可決されました。

○日程第6 議案第80号

○副議長（盛田恵津子君） 日程第6 議案第80号工事委託に関する協定の一部を変更する協定の締結について（七戸浄化センター）を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（盛田恵津子君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(盛田恵津子君) 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。
これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(盛田恵津子君) 御異議なしと認めます。
したがいまして、議案第80号は、原案のとおり可決されました。

○日程第7 議案第81号

○副議長(盛田恵津子君) 日程第7 議案第81号工事委託に関する協定の一部を変更する協定の締結について(天間林浄化センター)を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(盛田恵津子君) 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。
これより、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(盛田恵津子君) 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。
これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(盛田恵津子君) 御異議なしと認めます。
したがいまして、議案第81号は、原案のとおり可決されました。

○日程第8 議案第82号

○副議長(盛田恵津子君) 日程第8 議案第82号七戸町土地改良事業(災害復旧事業)の施行についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

11番。

○11番(田嶋輝雄君) まず、8月3日、集中豪雨がすごかったのを私も現場に行っ
てかなり災害のあったところを見てきましたけれども、ここには農地が二つ、農業用施
設が2か所ということになっておりますけれども、それ以外に申し込みがたくさんあっ
たと。そういった意味では、裾分けされた、採用された、取組内容がどのようになって

いるか、お伺いしたいと思います。

○副議長（盛田恵津子君） 農林課長。

○農林課長（原子保幸君） お答えいたします。

こちらのほうに載せている4件の災害は、国のほうの激甚指定の認定を受けていて、工事の補助も来るということが決まっております。それ以外の小規模災害もたくさんございました。

基準がございまして、災害1か所40万円以上が見越せなければ対象にならないと。仮に40万円を超えたとしても、町のほうでその工事を請けてやるとなると本人の負担金というものが発生してきます。ちょっとした工事でしたらいいのですけれども、ちょっと大きい工事だと負担金も結構なものになりますから、そういう小規模なものなるべく自分で直してくださいということで、結構な数は個人でお願いしております。それ以外のものについては、町の単費の事業で、補助ということで進めてございます。

以上でございます。

○副議長（盛田恵津子君） 11番。

○11番（田嶋輝雄君） 今るる説明していただきましたけれども、やはり激甚化となった災害というのは、個人でなかなか負担というのは大変だと思います。こういうときには、町の負担、単費も含めて、ある程度多めの形の中で採用していただければと思いますので、そのところは要望しておきます。

○副議長（盛田恵津子君） 12番。

○12番（三上正二君） 今の件です。この4件以外に、負担金のそういうのはあるのですけれども、申請とか要望がどれくらいあったのですか、数、件数。

○副議長（盛田恵津子君） 農林課長。

○農林課長（原子保幸君） お答えいたします。

全体で、この4件を除いて20数件ございました。

以上でございます。

○副議長（盛田恵津子君） 12番。

○12番（三上正二君） その中に、それが40万円以上になるという形のものがそういう数ですか。そうではなくて全部含めてということだと思っておりますけれども、とすれば、その中で、負担金が多くなればなるほど個人負担も多いのは分かるのですけれども、そういう形で、個人負担が多いがために、それだったら我慢しますといったのは大体どれくらいあるのですか。あるのですか、ないのですか。

○副議長（盛田恵津子君） 農林課長。

○農林課長（原子保幸君） 軽微な災害については、自分でやりますというところが大体8割ぐらいございました。

○副議長（盛田恵津子君） 12番。

○12番（三上正二君） それはそれで分かりました。

もう一つ聞きたいのは、負担金が多過ぎてやめたという形もあるのですか。さきに行った自己負担も出るのだから、それがために、それだったらちょっとなど。激甚にも指定されない、町の負担があるけれども、自分の自己負担があるから、そのために私、それなら負担できないというのもあったのですか。

○副議長（盛田恵津子君） 農林課長。

○農林課長（原子保幸君） お答えいたします。

負担が大きいからやめたという方は、実質はいません。超えた部分については町のほうにお願いしたいということで、それは対応してございます。

○副議長（盛田恵津子君） ほかがございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（盛田恵津子君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（盛田恵津子君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（盛田恵津子君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第82号は、原案のとおり可決されました。

○日程第9 議案第83号

○副議長（盛田恵津子君） 日程第9 議案第83号七戸町公の施設における指定管理者の指定について（天間林児童センター）を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（盛田恵津子君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（盛田恵津子君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(盛田恵津子君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第83号は、原案のとおり可決されました。

○日程第10 議案第84号

○副議長(盛田恵津子君) 日程第10 議案第84号七戸町公の施設における指定管理者の指定について(城北児童センター)を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

7番。

○7番(听 清悦君) 前の議案とも共通しますけれども、指定管理料の予定額ということですが、これは単純に利用する児童生徒数に比例して決まってくる金額なのかを伺います。

○副議長(盛田恵津子君) こどもみらい課長。

○こどもみらい課長(佐々木和博君) お答えします。

こちらは、児童数、それから働く職員の人数など、人件費も含めた金額を算定しております。

以上です。

○副議長(盛田恵津子君) ほかございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(盛田恵津子君) 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(盛田恵津子君) 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(盛田恵津子君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第84号は、原案のとおり可決されました。

○日程第11 議案第85号

○副議長(盛田恵津子君) 日程第11 議案第85号七戸町公の施設における指定管理者の指定について(城南児童センター)を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

11番。

○11番（田嶋輝雄君） 「七戸町公の施設指定管理者選定委員会では、申請者から提出された事業を審査し、各委員8人それぞれ評点、100点満点で行った。平均点数60点を下回る場合は候補としない」と、このように書いてあります。では、100点に至らない40点に対して質問します。今、私たちがここで議決した場合、指定管理者となる。そのときに、40点に対して改善事項とか、そういったものを町として要望とか指導とか、そういうことを行うのですか、どうなのですか、そのところをお聞きします。

本当は、議案第83号、84号も関連があったのですが、今ここで質問させていただきます。

○副議長（盛田恵津子君） こどもみらい課長。

○こどもみらい課長（佐々木和博君） お答えします。

こちらは、選定委員会の選定基準による評価表を基に点数をつけておりますが、平均60点以上を合格とするのは、普通以上ということで、60点以上であれば事業者として評価するというふうに考えております。

ただいまの御質問で、100点満点でというお話がありましたけれども、普通より優れている場合に、それは各事業者の個性といいますか、特性ですので、御自分の事業者の得意分野を伸ばしていただくということで随時打合せは行っております。

以上です。

○副議長（盛田恵津子君） 11番。

○11番（田嶋輝雄君） 私は一般質問で命の尊さということを質問しました。というのは、指定管理者があれば、今言ったみたいに得意分野で指導することは間違いないと。けれども子供は、将来に向けて平等のような形の指導体制を取っていただいて。そしてまた、指定管理された方々と一緒になって様々な、お互いに協議をして子供たちの指導に当たってほしいなど、その思いもあるわけですので、そういった形の中で時期を見計らって、何か月に1回やるのか、1年に1回やるのか2回やるのか回数は分かりません。そういった指導体制というものはどうなっているのでしょうか。

○副議長（盛田恵津子君） こどもみらい課長。

○こどもみらい課長（佐々木和博君） お答えします。

こちらは、予算決算については、毎年度1回、指定管理者の監査がございます。

また、2年に一度、こどもみらい課職員が現地に赴いて指導、監査、書類のチェックや現地を見て確認しております。また、毎月児童数の報告とともに、状況について随時協議しております。また、1年に1回保護者のアンケートを取り、それについて改善できるものは随時改善しております。

以上です。

○副議長（盛田恵津子君） 12番。

○12番（三上正二君） 別に難しいことではないけれども、ちょっと教えてください。議案84号と、85号は同じ児童センターなのです。裏面の3のところなのですが、片方の委員が9人で片方が8人なのですか。

○副議長（盛田恵津子君） こどもみらい課長。

○こどもみらい課長（佐々木和博君） お答えします。

当日、10月下旬にこちらの選定委員会がございまして、当初、1件目、2件目と9名の委員が出席しておりましたけれども、3件目に、別件で所用があつて1名の選定委員が席を外したということで8名になっております。

以上です。

○副議長（盛田恵津子君） 7番。

○7番（所 清悦君） 議案第83、84号に関して、申請団体数が1団体ということだったので、申請したところに決まっても当然かと思えます。

85号、この案件については、申請団体数が3団体ということになっていますが、ほかの2団体は町内の団体になるのか伺います。

○副議長（盛田恵津子君） こどもみらい課長。

○こどもみらい課長（佐々木和博君） お答えします。

その申請団体3団体で、こちらのシダックス以外の2団体ですが、1団体は町内の事業者、もう1団体は町外の事業者です。

以上です。

○副議長（盛田恵津子君） 7番。

○7番（所 清悦君） その前の2件は申請が1団体しかないのに、ここは3団体が応募したということは、何か魅力があつてこちらのほうに多く申請したのかちょっと分かりませんが、私も日頃競争性の導入ということで、やはり公募するべきだということをよく言ってきましたけれども、それはあくまでも、まずは町内の事業者優先で、町内で競い合つていいほうを決めるべきではということであつて、町内にない場合は、次は県内、県内でもなければ県外という私なりに段階を持った考えがあるのですけれども、今回は、先に町内に限定して公募しなかったのか、初めから町外ということは、東京都ですから、県外も含めて広く公募ということだったのか、その公募の範囲の決め方がどうだったのか伺います。

○副議長（盛田恵津子君） こどもみらい課長。

○こどもみらい課長（佐々木和博君） お答えします。

こちら公募の段階で、町内、町外、特に規定は設けておりませんでした。

以上です。

○副議長（盛田恵津子君） ほかございませんか。

7番。

○7番（所 清悦君） 雇用創出といった場合に、地元の事業者にも幾らでも仕事を与えたいという考えが、私は割と厳しいことを言いながらも、そういう気持ちは持っているのですが。決まった団体が、町外の業者も相手に競争して勝ち取ったということが本当は理想なのですが、今回は残念ながらそうはいかなかったということなのですが、遡って聞くと、83号、84号も同じように公募したけれども、町内からしか応募がなかったということなのか、まず確認します。

○副議長（盛田恵津子君） こどもみらい課長。

○こどもみらい課長（佐々木和博君） お答えします。

城北児童センター、それから天間林児童センターについては、それぞれ1団体の応募です。83号、84号についても、特に町内、町外の規定は設けておりませんでした。

以上です。

○副議長（盛田恵津子君） ほかございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（盛田恵津子君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（盛田恵津子君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（盛田恵津子君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第85号は、原案のとおり可決されました。

○日程第12 議案第67号

○副議長（盛田恵津子君） 日程第12 議案第67号令和4年度七戸町一般会計補正予算（第9号）を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

質疑は、事項別明細書により行います。

歳入から行います。

9ページから12ページまでの歳入全般にわたり、発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（盛田恵津子君） 次に、歳出に入ります。

13 ページ、2 款 1 項 1 目一般管理費から 18 ページ、4 款 2 項 2 目し尿処理費まで、発言を許します。

9 番。

○9 番（附田俊仁君） 18 ページ、3 款、予防費のところなのですけれども、先般、後ればせながらマイナンバーカードを申請して、もらったのですけれども、マイナンバーカードを取得すると予防接種の接種証明書が厚労省のアプリで落として、それがひもづけされて出てくるということだったのですけれども、役場の受付のときは、マイナポイントの説明はあったような記憶があるのですが、接種証明書の説明については町のほうでは行っていますか。

○副議長（盛田恵津子君） 総務課長。

○総務課長（仁和圭昭君） お答えします。

マイナポイントのひもづけの部分については説明しているところがございますけれども、接種証明については説明はしておりません。

○副議長（盛田恵津子君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（井上 健君） お答えします。

こちらのほうは、昨年のおししか 12 月にデジタル庁のほうから、アプリでの接種証明書ができますというお知らせがありました。それで、町のホームページ、コロナ関連、ウイルスページというところで、ワクチンの接種証明書についてというところで案内はしています。

以上でございます。

○副議長（盛田恵津子君） 9 番。

○9 番（附田俊仁君） コロナ第 8 波とか、当然 9 波も 10 波も来ると思うのですけれども、結局移動するときに接種証明書、ホテルを利用したり、様々会場に、接種が条件で入場制限がかかるもの等があって、その都度役場のほうに出向いて接種証明書をもらうよりも、ホームページではあるけれどもというお話なのですが、もっと広く使いやすい、簡単にダウンロードできると、それも一緒にお知らせして普及に努めたほうが、今後、行動制限が出てくるようなときに非常に役立つツールかなと感じておりますので、そのところをお願いして、要望で終わります。

○副議長（盛田恵津子君） ほかがございせんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（盛田恵津子君） つぎに、19 ページ、5 款 1 項 1 目労働諸費から 23 ページ、9 款 1 項 2 目非常備消防費までの発言を許します。

2 番。

○2 番（山本泰二君） 21 ページ、商工費に関して、プレミアム商品券に関して伺いたいと思います。プレミアム商品券、これまでも何回か発売されて、それが手に入

る、入らないという議論も結構あります。それから、ルール違反すれすれのことをされているといううわさも耳にします。それでも商品券そのものについてはかなり好評で、多くの人が買い求め、そして利用しているということですが、使うほうはメリットがすごくあるのですが、これを使ってもらう商店、商工者については、換金が5日と20日ということで、この2回ということで、その時期を逃すと紙切れになってしまうというリスクが非常に大きいということと。

それと、町内商工者、大手はいいと思うのですけれども、小さなところは現金で仕入をしたり、そういうことをしているところが多く。次回は20日ということ、それまで商品券を預かっておかなければいけない。それに加えて先ほどのリスクもあるということで、なるべく小まめに換金できるような体制を取れないかということで質問します。

○副議長（盛田恵津子君） 商工観光課長。

○商工観光課長（附田良亮君） お答えいたします。

今、議員おっしゃったような要望というのは最近耳に私もしました。そういうことで、12月は消費活動が盛んになり、そして事業者のほうとしては仕入れ、あるいはそれに対する支払い、どうしても現金だという方も多いということですので、現在、12月は2回の換金日ですが、15日と27日を追加して4回で対応したいと。12月27日に対応することで、月末の現金化にしたい。年末年始が終わった後、1月5日もありますので、年末年始のいわゆる紙を現金化するということについては対応したいと思います。

以上です。

○副議長（盛田恵津子君） 2番。

○2番（山本泰二君） 増やせるということを知っていて、一つ、これはいいことだなと思ったのですが、もう少し頻繁にできないものかと。いかがでしょうか、町長。

○副議長（盛田恵津子君） 商工観光課長。

○商工観光課長（附田良亮君） お答えいたします。

実際回数を増やすと、1週間に1回程度になります。これまでの商品券の換金の状況を見ると、今回でいくと12月5日、終わりましたけれども、最初の数回がほとんどピーク、2か月目に入ると換金の量、それから事業者というのは減っていくということですので、今月はとりあえず1週間に1回で対応することで何とかなるのかなと。2か月目以降は、大体月に2回で問題なくいけるのかなと思っています。

また、やむを得ない事情で換金したいのだということに対しては随時対応するように伝えたいと思います。

以上です。

○副議長（盛田恵津子君） ほかがございますか。

7番。

○7番（听 清悦君） 19ページ、6款1項5目の12委託料について伺います。地域活性化企業人採用業務委託料297万円上がっていますが、こういった内容なのか伺います。

○副議長（盛田恵津子君） 農林課長。

○農林課長（原子保幸君） お答えいたします。

この事業につきましては、内容といたしましては、今、ローズカントリーがございしますが、令和5年で指定管理が終わります。その後、そこには一般社団法人東八甲田ローズカントリーも入っているのですが、そちらも指定管理終了とともに解散予定となっております。ローズカントリーとスキー場または家族旅行村を一体的に、また、総合的に観光エリアとして今後活用していきたいという考えがございします。東八甲田エリアの活用に対して再検証し、今後、観光を軸とした事業を展開できるかどうかということをご委託して、その委託先でございしますが、総務省の指定を受けた業者、地域人材ネットというところがあるのですけれども、そちらのほうの指定を受けた業者を今見込んでございします。

以上でございします。

○副議長（盛田恵津子君） ほかがございせんか。

12番。

○12番（三上正二君） 今の家族旅行村、加工センターの話も出たので、それに関連して伺います。

家族旅行村には冬になるとスキー場があります。ソガ森スキー場。今、中学生とか小学生がスキーをする場合はほとんどまかどに行っているのです、今までは。まかどのほうでは、何年まで閉めるか分からないけれども、やらないという話を聞いたのです。

ただ、前にも听議員も話したことがあるのですけれども、スキーのレンタルがあればいいという話をしたのです。ソガ森のスキー場の中にはレンタルは、若干あるのですけれども、全部に対応する分はない。まかどにはレンタル会社があるはずなのです。その辺のところをうまく連携した形の中で、七戸のソガ森スキー場にその業者を連れてくるという形にすると、県南の辺りにはスキー場というのは何件もありませんので、そういう考え方、発想というのはないのでしょうか。

○副議長（盛田恵津子君） 商工観光課長。

○商工観光課長（附田良亮君） お答えいたします。

今すぐに、まかどでやっていたレンタル会社というか、その人たちに七戸に来てほしいというようなどころまではいけないと思いますが、まかどほどではない規模で七戸でもできるのかどうか、あるいは今現在どうなっているのか、そういったことも含めて少し調べてみたいと思っております。

以上です。

○副議長（盛田恵津子君） 12番。

○12番（三上正二君） もう時期ですので、来春になってからしゃべっても間に合わない。そういうものというのは間髪入れずに早急に調べて、それでよければ次にもつながりますので、それは間髪入れずに、よくよく検討しますではなくて、すぐ行動してください。要望です。

○副議長（盛田恵津子君） 次に、23ページ、10款1項2目事務局費から28ページ、13款2項15目過疎地域持続的発展特別事業基金費まで、発言を許します。
9番。

○9番（附田俊仁君） 24ページから25ページ、2項、3項、4項、小学校、中学校、社会教育費のところに関連なのですが、先般、小学校については、スポーツ少年団活動、中学校については部活動、ところが中学校の部活動については、土日に一般の指導者へ指導の養成をするということが昨今言われています。本来、子供の教育に、クラブ活動、スポーツ、文化部を含めてですけれども、その活動が非常に子供たちの健全な育成に重要なところを占めるというのは皆さん御存じのとおりだと思います。

ところが学校の中での教員の忙しさがゆえだと思うのですが、民間の力をどんどん教育現場に入れていかなければいけないというような社会情勢になりつつあると思います。来春、3月予算の議会になるわけですがけれども、ここの部分について、教育委員会のほうではどのような動きになっていますか。

○副議長（盛田恵津子君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（田中健一君） お答えいたします。

この部活動の地域移行に関しては、先日、県の教育委員会のほうで各自治体を対象に説明会を行ってございます。その中で、報道等もされておりますけれども、むつ市が先行して取り組んでおりまして、全部ではないのですけれども、移行できる部活動から移行するという方向で進んでいるようでありまして、ほとんどの自治体において、まだ何も取り組めていない状況、何から取り組めばいいのかという状況であるようであります。

町としては、今年度は部活動の活動状況を把握したいということから、両中学校のほうに、例えば1週間の活動状況ですとか、現状、外部指導者が入っているのかとか、あと、土日の活動状況とか様々、各部ごとに、これは文化部も含めてですけれども、まず調査を行いたいと思っております。来年度以降、関係団体等で何かしらの会を立ち上げて、今後の移行について協議・検討を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（盛田恵津子君） 9番。

○9番（附田俊仁君） その検討をするに当たって留意していただきたい点があるのですが、少子化で今まで活動ができていた部活動が人数が足りなくて、今、学校同士で合

同チームをつくって活動している場面が結構見られるのです。団体競技は特になのですけれども、その場合、七戸町単独でできない競技が当然のごとく出てくると思うのです。そのときに、どこまで範囲を広げて、例えば中部、東北町との2町での、例えばソフトボールについては2町での子供たちでクラブチームとか、バスケットだったら三沢市まで含めてとか、スポーツによって、活動を範囲の柔軟性を持たせる必要があるというのが一つと。

あと、外部の指導者を頼んだときの費用的な部分の担保といいますか、そういうのもしっかりと裏づけして予算をつけていかないと、いかんせん民間の人たちもそれだけで飯食っている人というのはなかなかないわけで、必ず仕事をしながら、兼務しながらという形もあるし、ややもすれば企業にも協力いただかなければ成り立たないということも考えられるわけですから、その辺も含めて、予算的な措置も視野に入れながら前に進めてもらえればと思います。

○副議長（盛田恵津子君） 教育長。

○教育長（附田道大君） 毎回この話で持ちきりになりますけれども、実は、スポーツ団体というのですけれども、全国の中学校のスポーツ団体は、地域のスポーツ団体が中体連のほうに参加できるというようなことになっているようなのです。でき得るならば、単純に言えばT R I A Sが中体連の中のチームとして参加できるということ等が県外のほうでは、関東のほうでは行われているようなのです。ですから私は、今、中体連の中のスポーツの方針がどういうふうになるのかということに注視して見ております。全国的に同じようなスタンスであれば、今、私たちがいろいろ討論している中の問題がかなりの部分で解決するのかなと個人的には思っております。

以上です。

○副議長（盛田恵津子君） ほかがございませんか。

12番。

○12番（三上正二君） 25ページの公民館費の関連になりますけれども、その件に関してちょっとお聞きします。

この前調べたら、今現在、外国人実習生、労働者という言い方は失礼ですけれども、そういう人が114人いるのだそうです。分かるとおりに、今、労働力不足という形の中で、これから増える傾向にあるのですけれども、そこで一番問題になってくるのは、日本語なのです。消防とか警察署が一番困ると。何かあったにしても、注意しよう、指導しようとしても日本語が分からないという形で、うちの会社で19人ぐらい来ているのですけれども、何年か前にもそういう形で日本語教室をやった経緯もあるのです。どういうふうになればいいのか分からないのですけれども、例えば公民館講座の中に、恐らくフィリピンもあればベトナムもいるし、いろいろな国の人がいると思うのです。これはなかなか難しいことだと思うのですけれども、どうしても増えていく傾向にあります

ので、その辺の形を、110人いた人が全部参加するとは思いませんけれども、そういう形の体制をつくるべきだと思うのですけれども、何かそういう考えがあるのでしょうか。

○副議長（盛田恵津子君） 教育長。

○教育長（附田道大君） 三上議員の御質問にお答えします。

外国人実習生が七戸町に114人いるのですか、結構な数だと思います。要するに日本語ができないということなので、この人たちを何とかしたいということなのです。そうしますと、今、町の中で前向きに考えて、対応できるとするならば、公民館講座とか、週何回かという形もあり得るのかなと今思ったのですけれども、これについては前向きに検討させていただきたいと思います。

以上です。

○副議長（盛田恵津子君） 12番。

○12番（三上正二君） 割と先進的というのか、前向きに本当にやっているのは南部町なのです。そこには、たまたまの例なのですけれども、今、地域協力隊で星野さんという人がいるはずです。その人がインドネシアとかでそういうのをやってきて、その人が講師になって南部町に行ってやっていたときもあったのです。うちの実習生も連れて行ったり、南部町以外からも結構来て、そこに集まっているのです。七戸から南部町まで行くくらいだから。隣の十和田市、東北町辺りはどういう体制になっているか分かりませんが、そういう広範囲な形で、もしかすると中部単位でやるのがいいのか、どういう形でもいいと思うのですけれども、恐らく東北町辺りの範囲をひっくるめると何百人という形だと思うのです。それが警察とか消防のいい例にもなるし、また、犯罪とかにもなりますので、それが自国の風習と、常識と日本の常識というのは違いますから、それが日本語が分からないためにそういうことが起きるのも、これももったいないと思うのですけれども、そういう形で、ほかの例もあるのでしょうか、早急に対応してもらいたいと思います。これは要望です。

○副議長（盛田恵津子君） ほかがございますか。

13番。

○13番（田島政義君） 26ページ、2目体育施設費に関連でちょっとお聞きします。

課長、町長も関係ありますが、スポーツ協会の問題で、町の要請でNPOをつくってやったのですが、もう10年です。当初、議会で否決されて指定管理にはならなかったのですが、もう10年たって、事務局長を置かなければならないというのがあって、よそのほうはどんどんできてきて、うちのほうが一番早かったのですが、否決して指定管理にはならなかった。体育館も来年できます。

そういうことで、事務局長を置かなければならない。10年置かないでこのままずる

ずる来たわけですから、当然何らかの形で町長部局と教育委員会のほうで話をして、ちゃんとした形の中で、指定管理にしないのであればしないなりに、事務局も大変なのです。何人かずつやめていますので、ちゃんとした身分の保障がない。それで幾らか給料の問題をやったり、給料を分けたり、様々手当していただいているのですが、やはり私は、そういう意味で、国体も来るし、いろいろ来るので、そういう意味ではちゃんと、規則があれば規則に沿ったような形で職員の待遇とかも考えてほしいと。

これは要望ですけれども、これは教育委員会だけではなくて、町長部局のほうにも言わなければいけない。指定管理の問題もありますので。どこで言えばいいかと思ったのですが、ここしかないと思って、体育のあれで言いますので、要望しておきますので、その辺の検討をきちっとしてください。よろしく、町長にもお願いします。

○副議長（盛田恵津子君） ほかがございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（盛田恵津子君） それでは、歳入歳出全般にわたり、発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（盛田恵津子君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（盛田恵津子君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（盛田恵津子君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第67号は、原案のとおり可決されました。

ここで、暫時休憩したいと思います。

休憩 午前11時13分

再開 午前11時25分

○副議長（盛田恵津子君） それでは、休憩を取消し、会議を開きます。

○日程第13 議案第68号

○副議長（盛田恵津子君） 日程第13 議案第68号令和4年度七戸町国民健康保険特

別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

質疑は、事項別明細書により行います。

歳入歳出全般にわたり、発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(盛田恵津子君) 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(盛田恵津子君) 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(盛田恵津子君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第68号は、原案のとおり可決されました。

○日程第14 議案第69号

○副議長(盛田恵津子君) 日程第14 議案第69号令和4年度七戸町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

質疑は、事項別明細書により行います。

歳入歳出全般にわたり、発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(盛田恵津子君) 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(盛田恵津子君) 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(盛田恵津子君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第69号は、原案のとおり可決されました。

○日程第15 議案第70号

○副議長(盛田恵津子君) 日程第15 議案第70号令和4年度七戸町介護保険特別会計補正予算(第3号)を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

質疑は、事項別明細書により行います。
歳入歳出全般にわたり、発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(盛田恵津子君) 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。
これより、討論を行います。
討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(盛田恵津子君) 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。
これより、本案について採決します。
本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(盛田恵津子君) 御異議なしと認めます。
したがって、議案第70号は、原案のとおり可決されました。

○日程第16 議案第71号

○副議長(盛田恵津子君) 日程第16 議案第71号令和4年度七戸町介護サービス事業特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

これより、質疑に入ります。
質疑は、事項別明細書により行います。
歳入歳出全般にわたり、発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(盛田恵津子君) 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。
これより、討論を行います。
討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(盛田恵津子君) 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。
これより、本案について採決します。
本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(盛田恵津子君) 御異議なしと認めます。
したがって、議案第71号は、原案のとおり可決されました。

○日程第17 議案第72号

○副議長(盛田恵津子君) 日程第17 議案第72号令和4年度七戸町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)を議題といたします。

これより、質疑に入ります。
質疑は、事項別明細書により行います。
歳入歳出全般にわたり、発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(盛田恵津子君) 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。
これより、討論を行います。
討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(盛田恵津子君) 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。
これより、本案について採決します。
本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(盛田恵津子君) 御異議なしと認めます。
したがって、議案第72号は、原案のとおり可決されました。

○日程第18 議案第73号

○副議長(盛田恵津子君) 日程第18 議案第73号令和4年度七戸町農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)を議題といたします。
これより、質疑に入ります。
質疑は、事項別明細書により行います。
歳入歳出全般にわたり、発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(盛田恵津子君) 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。
これより、討論を行います。
討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(盛田恵津子君) 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。
これより、本案について採決します。
本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(盛田恵津子君) 御異議なしと認めます。
したがって、議案第73号は、原案のとおり可決されました。

○日程第19 議案第74号

○副議長(盛田恵津子君) 日程第19 議案第74号令和4年度七戸町水道事業会計

補正予算（第4号）を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

水道事業会計全般にわたり、発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（盛田恵津子君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（盛田恵津子君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（盛田恵津子君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第74号は、原案のとおり可決されました。

○日程第20 委員会報告について

○副議長（盛田恵津子君） 日程第20 委員会報告についてを議題といたします。

本件については、令和3年第4回定例会において、所管に属する事務調査の継続調査として付託しておりましたが、各常任委員会及び議会運営委員会から調査報告が議長の下に提出されております。

各常任委員会及び議会運営委員会からの報告は、皆様のお手元に配付している委員会報告書のとおりです。

次に、各常任委員長及び議会運営委員長の報告ですが、省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（盛田恵津子君） 御異議なしと認めます。

ただいま議題となっております委員会報告書について採決します。

本件に対する総務企画常任委員長の報告は、一つ、新型コロナウイルス感染症及びその収束後に対応した町の活性化対策を推進すべきである。

一つ、人口減少抑制のための雇用創出を踏まえ、世界的生産資材の価格高騰に対応した各種事業者支援策を図るべきである。

一つ、再生可能エネルギー導入の課題を調査すべきである。

一つ、荒熊内地区開発事業の調査を図るべきである。

一つ、公立七戸病院への負担金支出については、効率性と計画性を求めるべきであるの5件。

建設産業常任委員会委員長の報告は、一つ、新型コロナウイルス等感染症の状況下における経済対策を促進すべきである。

一つ、産業の振興を図るために高付加価値化、ブランド化並びに後継者育成を図るべきである。

一つ、起業・創業支援を図るべきである。

一つ、生活路線、上水道及び生活排水の整備を計画的に推進すべきである。

一つ、七戸町に適合した農地集積を図るべきである。

一つ、公共事業等の早期発注を継続的に図るべきであるの6件。

文教厚生常任委員長の報告は、一つ、新型コロナウイルス等感染の状況下での教育・福祉への対策を今後も推進すべきである。

一つ、縄文遺跡群及び文化財の保存・整備・活用を図るべきである。

一つ、環境整備対策（不法投棄及び水質汚濁等）の強化を図るべきであるの3件。

以上、14件を町当局に要請すべきであるとするものである。

本件は、各常任委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（盛田恵津子君） 御異議なしと認めます。

したがって、委員会報告書については、各常任委員長の報告のとおり、町当局に要請することに決定しました。

○日程第21 閉会中の継続調査申出書について

○副議長（盛田恵津子君） 日程第21 閉会中の継続調査申出書についてを議題といたします。

お諮りします。

本件については、皆様のお手元に配付している申出書のとおり、各常任委員会及び議会運営委員会から、令和5年12月定例会を期限とする閉会中の継続調査をしたいとの申し出があります。

本件を申し出のとおり、閉会中の継続調査としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（盛田恵津子君） 御異議なしと認めます。

したがって、各常任委員会及び議会運営委員会の申出のとおり、令和5年12月定例会を期限とする閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

○追加日程第1 議案第93号から追加日程第11 議案第92号

○副議長（盛田恵津子君） お諮りします。

追加議案10件が提出されてきましたので、去る12月2日、議会運営委員会において、追加することに決定いたしました。が、議事日程に加えることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(盛田恵津子君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、追加議案10件については、本日の議事日程に追加することに決定いたしました。

よって、本日の議事日程は、お手元に配付したとおりです。

追加議案一括上程。

追加日程第1 追加提出議案の一括上程について、議案第93号七戸町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてから議案第92号令和4年度七戸町水道事業会計補正予算(第5号)までの10議案を一括上程いたします。

町長から、追加議案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(小又 勉君) ただいまは、提出いたしました全議案を原案どおり可決くださいまして、誠にありがとうございます。

また、議員各位には、お疲れのところ大変恐縮ではありますが、追加議案がございしますので、概要について御説明いたします。

議案第93号七戸町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、青森県人事委員会からの勧告に準じ、職員の給料月額及び勤勉手当の額等を改定するため提案するものです。

議案第94号七戸町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例については、町長等の期末手当の支給割合を改めるため提案するものです。

議案第95号七戸町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例については、町議会議員の期末手当の支給割合を改めるため提案するものです。

議案第86号令和4年度七戸町一般会計補正予算(第10号)については、歳入歳出予算の総額に881万5,000円を追加し、予算の総額を127億4,761万9,000円とするものです。

歳入の主なものは、繰入金に878万円を追加し、歳出の主なものは、総務費に283万5,000円、教育費に159万2,000円を追加するものです。

今回の補正は、人事院勧告に基づき、人件費関連予算を補正するものであり、以下、特別会計においても同様の理由により補正するものです。

議案第87号令和4年度七戸町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)については、歳入歳出予算の総額に27万8,000円を追加し、予算の総額を17億7,223

万5,000円とするものです。

歳入は、繰入金に27万8,000円を追加し、歳出は、総務費に27万8,000円を追加するものです。

議案第88号令和4年度七戸町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）については、歳入歳出予算の総額に11万9,000円を追加し、予算の総額を4億5,330万8,000円とするものです。

歳入は、繰入金に11万9,000円を追加し、歳出は、総務費に11万9,000円を追加するものです。

議案第89号令和4年度七戸町介護保険特別会計補正予算（第4号）については、歳入歳出予算の総額に12万2,000円を追加し、予算の総額を27億7,973万9,000円とするものです。

歳入の主なものは、繰入金に8万4,000円を追加し、歳出の主なものは、総務費に7万4,000円を追加するものです。

議案第90号令和4年度七戸町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）については、歳入歳出予算の総額に13万8,000円を追加し、予算の総額を5億1,679万6,000円とするものです。

歳入は、繰入金に13万8,000円を追加し、歳出は、総務費に13万8,000円を追加するものです。

議案第91号令和4年度七戸町農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）については、歳入歳出予算の総額に8万1,000円を追加し、予算の総額を8,077万9,000円とするものです。

歳入は、繰入金に8万1,000円を追加し、歳出は、総務費に8万1,000円を追加するものです。

議案第92号令和4年度七戸町水道事業会計補正予算（第5号）については、収益的収入の営業外収益に8,000円を追加し、水道事業収益の総額を3億6,198万1,000円とし、収益的支出の営業費用に28万9,000円を追加し、水道事業費用の総額を3億1,459万7,000円とするものです。

以上、10議案について、追加提案させていただきますので、慎重審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○副議長（盛田恵津子君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

○追加日程第2 議案第93号

○副議長（盛田恵津子君） 追加日程第2 議案第93号七戸町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 副議長(盛田恵津子君) 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。
これより、討論を行います。
討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 副議長(盛田恵津子君) 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。
これより、本案について採決します。
本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 副議長(盛田恵津子君) 御異議なしと認めます。
したがって、議案第93号は、原案のとおり可決されました。

○追加日程第3 議案第94号

- 副議長(盛田恵津子君) 追加日程第3 議案第94号七戸町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。
これより、質疑に入ります。
発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 副議長(盛田恵津子君) 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。
これより、討論を行います。
討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 副議長(盛田恵津子君) 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。
これより、本案について採決します。
本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 副議長(盛田恵津子君) 御異議なしと認めます。
したがって、議案第94号は、原案のとおり可決されました。

○追加日程第4 議案第95号

- 副議長(盛田恵津子君) 追加日程第4 議案第95号七戸町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。
これより、質疑に入ります。
発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(盛田恵津子君) 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。
これより、討論を行います。
討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(盛田恵津子君) 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。
これより、本案について採決します。
本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(盛田恵津子君) 御異議なしと認めます。
したがって、議案第95号は、原案のとおり可決されました。

○追加日程第5 議案第86号

○副議長(盛田恵津子君) 追加日程第5 議案第86号令和4年度七戸町一般会計補正予算(第10号)を議題といたします。

これより、質疑に入ります。
質疑は、事項別明細書により行います。
歳入歳出全般にわたり、発言を許します。
2番。

○2番(山本泰二君) 全般ということですので、商工費に関して質問いたします。13ページですが、ここに書いてあることというより、商工観光に関連する質問です。

旧南部縦貫鉄道七戸駅、ここの前に看板があるわけですがけれども、町を紹介する。これが老朽化しているということ。町内には、このほかに町を紹介する看板、例えば家族旅行村、それから旧盛田牧場前の跡地とか、そういうところに看板があるのですが、いずれも内容が古く、看板としての機能が非常に劣っているということもあり、これを立て替えるという計画があるかどうかということをお聞きします。

○副議長(盛田恵津子君) 商工観光課長。

○商工観光課長(附田良亮君) お答えいたします。

現在の縦貫のちょうど駐車場の前辺りに結構大きめの看板があることは承知しております。内容がかなり古くて、米澤旅館とかが表示されるくらい年代物で、一部、いわゆるレールバスを撮りに来た方たちからすると、懐かしいなというような声もあります。ただ、私も確認したところ、足元の木が腐っている部分とか、倒れたりするとかなり危ないようなものですので、基本的には、危険であれば撤去の方向かなど。張り替えについては、現在のところ、立て替えという意味では、計画はありません。

以上です。

○副議長（盛田恵津子君） ほかございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（盛田恵津子君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（盛田恵津子君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（盛田恵津子君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第86号は、原案のとおり可決されました。

○追加日程第6 議案第87号

○副議長（盛田恵津子君） 追加日程第6 議案第87号令和4年度七戸町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

質疑は、事項別明細書により行います。

歳入歳出全般にわたり、発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（盛田恵津子君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（盛田恵津子君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（盛田恵津子君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第87号は、原案のとおり可決されました。

○追加日程第7 議案第88号

○副議長（盛田恵津子君） 追加日程第7 議案第88号令和4年度七戸町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

質疑は、事項別明細書により行います。
歳入歳出全般にわたり、発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(盛田恵津子君) 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。
これより、討論を行います。
討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(盛田恵津子君) 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。
これより、本案について採決します。
本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(盛田恵津子君) 御異議なしと認めます。
したがいまして、議案第88号は、原案のとおり可決されました。

○追加日程第8 議案第89号

○副議長(盛田恵津子君) 追加日程第8 議案第89号令和4年度七戸町介護保険特別会計補正予算(第4号)を議題といたします。

これより、質疑に入ります。
質疑は、事項別明細書により行います。
歳入歳出全般にわたり、発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(盛田恵津子君) 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。
これより、討論を行います。
討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(盛田恵津子君) 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。
これより、本案について採決します。
本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(盛田恵津子君) 御異議なしと認めます。
したがいまして、議案第89号は、原案のとおり可決されました。

○追加日程第9 議案第90号

○副議長(盛田恵津子君) 追加日程第9 議案第90号令和4年度七戸町公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)を議題といたします。

これより、質疑に入ります。
質疑は、事項別明細書により行います。
歳入歳出全般にわたり、発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(盛田恵津子君) 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。
これより、討論を行います。
討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(盛田恵津子君) 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。
これより、本案について採決します。
本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(盛田恵津子君) 御異議なしと認めます。
したがって、議案第90号は、原案のとおり可決されました。

○追加日程第10 議案第91号

○副議長(盛田恵津子君) 追加日程第10 議案第91号令和4年度七戸町農業集落排水事業特別会計補正予算(第4号)を議題といたします。
これより、質疑に入ります。
質疑は、事項別明細書により行います。
歳入歳出全般にわたり、発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(盛田恵津子君) 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。
これより、討論を行います。
討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(盛田恵津子君) 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。
これより、本案について採決します。
本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(盛田恵津子君) 御異議なしと認めます。
したがって、議案第91号は、原案のとおり可決されました。

○追加日程第11 議案第92号

○副議長(盛田恵津子君) 追加日程第11 議案第92号令和4年度七戸町水道事業

会計補正予算（第5号）を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

水道事業会計全般にわたり、発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（盛田恵津子君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（盛田恵津子君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（盛田恵津子君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第92号は、原案のとおり可決されました。

○閉会宣告

○副議長（盛田恵津子君） 以上で、今期定例会に付議された事件は全て議了しました。

これをもって、令和4年第4回七戸町議会定例会を閉会いたします。

お疲れさまでした。ありがとうございます。

閉会 午前11時57分

以上の会議録は、事務局長澤山晶男の記載したものであるが、内容に相違ないことを証明するため、ここに署名する。

令和4年12月6日

上北郡七戸町議会副議長

議 員

議 員